

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方分権一括法の施行以降、地方自治体の自己決定と自己責任の範囲は大幅に拡大し、地域生活に密着した事務を総合的に担う基礎自治体としての役割は高まっています。国が法令に基づく事業実施を自治体に義務付け、自治体間の財政力格差が大きい現状においては、地方交付税制度の財源保障機能と財政調整機能を維持し、自治体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保することが重要であります。

しかし、経済財政諮問会議「歳入歳出一体改革」のこれまでの議論や竹中総務大臣の私的研究会「地方分権 21 世紀ビジョン懇談会」などにおいて、地方交付税法定率分の引き下げ、抜本的な基準財政需要の見直し、不交付団体増加をはじめとする交付税見直しが提案されるなど、地方自治と公共サービスの基盤を揺るがしかねない状況となっています。

2007 年度予算については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(骨太の方針 2006)が経済財政諮問会議でまとめられ、これを受けて新年度概算予算作成が開始されることとなります。政府が進める効率性や財政コスト削減という観点だけではなく、地域住民が安心して暮らすのに欠かせない事業の確保や公共サービスの持つセーフティネット機能が担保され、地方への負担の押しつけを行うことのないよう、国の関係機関に対し、地方財政の充実・強化をめざす立場から次のことを強く求めます。

記

1. 国が法令に基づく事業実施を自治体に義務づけ、自治体間の財政力格差が大きい現状においては地方交付税制度の財源保障と財政調整の機能を堅持し、自治体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保すること。
2. 地方財政再建と地方財政の自立にむけた第 2 期の改革として、国から地方への過剰な関与を見直し、さらなる税源移譲と国庫補助負担金改革を進め、地方自治の確立と分権改革の基盤整備につながる税財政制度の改革を進めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成 18 年(2006) 6 月 28 日

出雲市議会